

1. 計画を推進し、地域福祉を進めるために

(1) 地域・市町村との協働、地域福祉の理念、取組みの普及・啓発

○ 地域福祉の主役はあくまで地域住民

地域福祉の主役は地域住民です。本計画は、地域住民の自主的な地域づくり、地域福祉活動を尊重し、広域的、専門的な見地から、地域活動を推進する市町村を支援するための計画です。

県は、常に、地域や市町村の実情に眼を配り、協働意識を持って、各種施策に取り組んでまいります。

○ 地域の意見を計画の推進に反映させる推進組織

本計画は、地域福祉の担い手、市町村職員、当事者等、さまざまな県民の意見を伺い、地域の実態を踏まえ、策定しました。

計画の推進に当たっても、県民意見を吸い上げ、より実行性のある計画にするため、県民各層から構成される推進組織を中心に、本計画を着実に進めます。

○ 各種の推進施策、計画の積極的な広報、普及

地域づくり、地域福祉の活動は、意義深い活動ですが、その内容や意義が、住民に十分に伝わっていない事も指摘されています。

県では、本計画の推進に当たっては、地域、市町村と協力し、様々な媒体を使って広報、普及活動を図り、地域福祉活動の大切さを県民に広める努力をしてまいります。

(2) PDCAサイクルによる進行管理

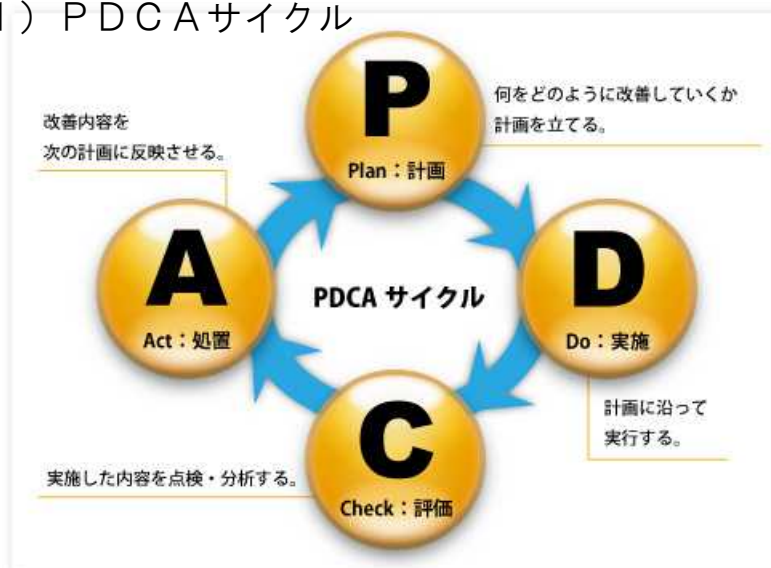
○ 毎年度ごとの進行管理を行い、結果を公表

計画は策定して終わりではなく、計画期間が終了するまで、着実に継続的に進行管理を行うことが重要です。

また、掲載されている施策は、県が、地域福祉活動を支援するために実施する、対外的な約束であり、実行に努める義務があります。

そこで、毎年度ごとに、各事業の進行管理を実施し、その結果を公表すること、併せて改善点を明らかにして、次年度の施策に活かすことで、PDCAサイクルによる着実な実行に努めます。

(図6-1) PDCAサイクル



2 施策ごとの達成目標

5つの施策ごとに個別目標を定め、目標達成に向けて地域、市町村と共に取り組んでまいります。

(1) 市町村等が行う地域福祉推進の取組みへの支援

(取組みの方向性)

- 地域福祉支援を進めるに当たっては、小域福祉活動や市町村の主体性・地域性を尊重します。
- 地域福祉計画の策定や地域福祉の推進に関する情報提供等の支援を行います。
- 市町村や広域・県域の福祉系組織が行う地域福祉推進のための取組みを支援し、協働して地域福祉活動を支えます。

(目標となる指標)

指 標	単 位	現 状		平成25年3月末 (計画中間点の 達成値)	平成27年3月末 (終了時の目標)
		年度			
地域福祉計画策定市町村数	市町 村	22	21	29 (中間目標 30)	54
基本福祉フォーラムの設置 (市町村)数	箇所	15	21	23 (中間目標 54)	54

(2) 生涯を通じた福祉教育と地域福祉を支える人材の育成

(取組みの方向性)

- 生涯を通じた福祉教育を行い、福祉マインドの醸成に努めます。
- ボランティアリーダーやコミュニティソーシャルワーカー等、地域福祉活動の要となる人材の育成を支援します。

(目標となる指標)

指 標	単 位	現 状		平成25年3月末	平成27年3月
		年度		(計画中間点の 達成値)	末 (終了時の目標)
福祉教育推進校の数(累計) (小・中・高等学校)	校	656	20	718 (中間目標 716)	756
社会福祉等のボランティア 登録数	人	96,131	20	95,391 (中間目標 101,700)	104,500

(3) 医療・福祉サービスの安定的な供給と地域活動基盤の強化

(取組みの方向性)

- 市町村と共に地域を支える医療・福祉サービスの充実を図ります。
- 地域の医療・福祉サービスを支える人材の確保対策を進めます。
- 地域活動拠点の確保や自主財源の確保等の活動基盤の強化に対する施策の検討や取組みを支援します。
- 福祉施設、医療機関、学校、事業所は地域の貴重な社会資源として地域福祉活動との協力体制を構築し、その活用を進めます。

(目標となる指標)

指 標	単 位	現 状		平成25年3月末 (計画中間点の 達成値)	平成27年3月末 (終了時の目標)
		年度			
制度外サービス提供 事業者数	団体	257	21	384 (中間目標 320)	計画中間点の達成値からの増を目指します。
障害者グループホーム等の定員	人	2,000	21	2,850 (中間目標【※H24.3末】 2,600)	3,350
地域子育て支援拠点 事業実施箇所	箇所	145	20	188 (中間目標 175)	計画中間点の達成値からの増を目指します。
地域福祉活動拠点の 整備	箇所	1	21	1 (中間目標：現状の増を目指します。)	現状の増を目指します。

(4) 支援が必要な人ひとり一人を支える相談支援体制の充実・強化

(取組みの方向性)

- 「共に生きる社会づくり」の考え方の地域への浸透を図ります。
- 相談支援体制の充実を支援します。
- 相談支援員の資質向上、各機関の役割分担と相互連携を促進します。

(目標となる指標)

指 標	単 位	現 状		平成25年3月末 (計画中間点の 達成値)	平成27年3月末 (終了時の目標)
		58.4	21		
自分らしく、地域において、 楽しく生活していると感じ ている県民の割合	%	58.4	21	59.5 (中間目標 65)	69
対象者横断的な総合相談窓 口の設置数(県・市町村)	箇所	14	21	16 (中間目標：現状の増を 目指します。)	計画中間点の達 成値からの増を 目指します。
広域後見支援センター設置 数	箇所	8	21	10 (中間目標 10)	市町村単位でのセンター 設置について関係機関と 協議・検討します
地域包括支援センターの設 置数	箇所	111	21	138 (中間目標【※H24.3末】 125)	148

(5) 多様な主体による地域のネットワークの構築

(取組みの方向性)

- 様々な分野の担い手が参画し、地域福祉を担うための連携の場づくりを支援します。
- 地域において、健康づくり・医療・福祉の連動を進めます。
- 相談支援の専門家であり、かつ地域の連携を推進するコミュニティソーシャルワーカーを育成します。

(目標となる指標)

指 標	単 位	現 状		平成25年3月末 (計画中間点の 達成値)	平成27年3月 末 (終了時の目標)
		年 度			
小域福祉フォーラムの設置数	箇所	188	21	267 (中間目標 600)	600
全県共用の地域医療連携パス普及協力医療機関数	機関	168	21	669 (中間目標 1,000)	1,000
コミュニティソーシャルワーカー育成研修受講者数 (累計)	人	194	20	1,111 (中間目標 870)	1,210